

令和6年度第3回あおもり未来ミーティング（南部第4区連合町会）会議概要

日 時：令和6年7月22日（月）17：55～19：08

場 所：荒川市民センター 2階 会議室（A）

テーマ：荒川地区の市街化調整区域について ほか

参加者数：11名

市側出席者：市長、副市長、企画部次長、市民部長、農林水産部長、都市整備部長、
農業委員会事務局長

■前回いただいたご意見への対応状況

⇒配付資料のとおり

■主なご意見等

○テーマに関するご意見等

- 市街化調整区域は、いつ頃青森市で施行されたのか。将来的に規制緩和されないのか。
⇒市街化区域と市街化調整区域の都市計画を定めるに当たっては、県が市町村の意見を聞き、その後、県が国土交通大臣の同意を得て定めるものである。本市においては昭和46年に県の都市計画決定により都市計画に定められ、その際に荒川地区が市街化調整区域に位置付けられた。
現在の本市の状況は、令和4年8月に、県が策定した都市計画区域マスタープランにおいて、青森都市計画区域の人口、産業の見通しに基づくと、新たな市街地開発の必要は当面ないとされている。それに加え、昨年度、県が実施した都市計画基礎調査を踏まえると、市街地を拡大することについて当面必要がないと考えており、現在のところ、市街化調整区域を市街化区域に編入することは予定していない。
なお、本市では令和4年2月に策定した青森市都市計画マスタープランにおいて、本市の市街化区域の半数以上が災害ハザード区域に指定されている現状、移住・定住の促進、集落の地域コミュニティ維持の観点から、市街化調整区域における土地利用に係る方針の一部の見直しを検討した。自然環境及び周辺環境との調和を図りながら移住・定住者や新規営農者の受け皿及び災害ハザード区域内居住者の移転先として市街化調整区域内の土地が活用されるなど、地域コミュニティ維持や観光振興、農林漁業従事者の拡大等の土地利用が可能となった。
様々なケースがあるため、住宅等の建築についてはあらかじめ建築指導課の担当窓口にお問い合わせもらうことで、建築の可否等丁寧に説明し対応していく。
- やはぎ町会は近くにかなり大きい公園がある。この歩道の縁石が20センチ位高く、除雪車が来るとその歩道のみだけ雪を残していく。市の除雪機を貸与しているが、現在やっている人は80代近い人で、メンバーを募ってはいるもののもうできない状況になってきているため、市でやってもらいたい。
⇒市では、歩道、車道に関わらず道路管理者として、冬期間における道路交通の確保と都市機能の維持、市民生活の安全確保を図るため除排雪を行っている。本市においては引き続き道路管理者として、一律的になるものの、除排雪に努めていくこととする。これまで町会において行っている小型除雪機を活用した除雪作業を上乗せした水準で確保するのは難しいものの、職員によるパトロールに加え、町会関係者や地域住民等からの情報提供を参考にしながら市として除排雪を行い、今後とも冬季歩行者空間の確保に努めていきたい。
- 荒川地区が住みやすい理由の一つが、側溝である。ところがこの側溝の上を車や除雪車が走ることにより、グレーチングがだいぶ傷んでいる。前にも補修してもらったが、今年もまたお願いしたい。
⇒市では、流雪溝管理組合と流雪溝の補修について協議を行っており、パッキンのビス止めや蝶番の溶接等の補修は市が行い、簡単な補修は流雪溝組合が行っている。令和4年は、パッキン24か所、グレーチング4か所の補修を行い、令和5年はパッキン8か所、グレーチング3か所の補修を行った。今後もこれまでと同様、流雪溝の補修については、流雪溝管理組合と協議し現地で立合・確認しながら対応していくので、今後も相談してほしい。